

EU 競争法関係・調査報告（概要）

今井猛嘉

2006年6月19日

（訪問先）

- ・ 欧州委員会競争総局（ブラッセル）
- ・ 欧州委員会本部（ブラッセル）

（目次）

- 1 EU 競争法における fine の性格
- 2 欧州委員会の fine 賦課権限と fine 賦課に係るガイドライン
- 3 欧州委員会による競争法執行に際しての関係者の聴聞等（関係者の手続的権利）

（調査結果の要点）

1 EU 競争法における fine の性格

- ・ 非刑罰的性格。
- ・ fine を違反事業者に課す目的は二つ
違反行為の抑止（違反に出ないだけの fine 額の設定という観点）
違反行為をしたことへの道義的非難
- ・ ヨーロッパ人権規約（ECHR）の趣旨からは、fine に刑罰的性格あり。
刑法の原則の尊重を、とされている（ECJ=European Court of Justice の判例）
- ・ 違反事業者からの不当利得のはく奪
この観点は、基本的に採用されていない。
但し、1998 年の fine 賦課に係るガイドラインでは、fine 額の加重事由として、不当利得の存在が考慮されている。
「違反結果として不当に得られた利益の見積もりが客観的に可能な場合」には fine を増額可能、とする。
- ・ 非刑罰的性格の内容 より が重視されている。
- ・ の観点から、fine の上限設定が可能か
事業者の世界市場での関連売上高の 10% が上限とされた理由如何。不分明。
の観点（抑止効重視）からは、fine の上限は、より高くあるべき。

しかし、事業者は、高い数値も、次第にこれを所与の物としてコスト計算をするに至るので、随時、数値の上昇が必要。

上昇への歯止めは、理論的にはないが、関連売上高の 50%を超えるのは不当か。

いずれにせよ、事業者の関連売上高の 10%を上限とし、これを不当利得として説明するのは、理論的に困難か。

- ・ の観点

事業者による損害賠償と fine 額の関係は、 に関連しうるが、

「損害賠償をした事業者には、低い fine を賦課」、という論理的关系はない。

もっとも、損害賠償の実施により、事業者が不当利得を抛出したことは、当該事業者に対する fine 額を下げる事情（減輕事由）にはなりうる（ex. 任天堂並行輸入妨害事件）。

とはいえ、損害賠償相当額のどれだけの額を、fine 額から控除すべきかについて、基準があるわけでもなく、議論も進んでいない。

2 欧州委員会の fine 賦課権限と fine 賦課に係るガイドライン

- ・ 欧州委員会には fine 額を決定する裁量あり。その透明性を増すためにガイドラインを 1997 年に制定（施行は 1998 年から）。

- ・ 欧州委員会（行政機関）が fine を課すことは、fine が ECHR との関係では刑罰的性格を持つだけに、問題となりうる。

欧州委員会の決定が後に司法審査を受けうること、fine 賦課手続の透明性向上により、この問題は実質的には解決されつつある。

- ・ ガイドラインは、EU 競争法違反をした事業者に賦課される fine の起算となる額（starting amount of fine）を決めるためのもの。

- ・ この起算額を超える場合、事業者の世界市場での総売上高（turnover）の 10%の上限まで、欧州委員会の裁量で fine 額を決めうる。そこで、なお、決定過程の透明性に欠ける（予測可能性が担保されていない）との批判がある（ガイドラインという性質上、賦課手続の方向性ないし大綱が示されているに止まる）。

- ・ これに対して、欧州委競争総局は、ガイドライン 8 年間の運用を通じて事例判断が蓄積され、主な事業（ないし市場）との関係では、事業者に実質的な予測可能性は担保されている、との立場。

・「起算額以上、上限 10%以下」の範囲で、fine 額を決める際、欧州委員会は、以下の諸点を考慮して裁量権を行使（フランス等の制度、参照）。

違反行為の重大性

違反行為の実施期間

加重事由

減軽事由

リニエンシー・プログラムの利用

・ 違反行為の重大性

違反がなされた地理的範囲が限定的であったり、市場への影響が限定的であっても、カルテルについては、 が認められている（per se illegal 説に近い）。

・ 違反行為の実施期間

事業者は、認定されたものより短い期間を主張するが、証拠によって反論されうる。

・ 加重事由

近時の判例により、「違反行為の反復性」も、加重事由として承認された。

・ 減軽事由

調査の開始と共に違反を中止したことを、事業者は 減軽事由として主張することが多いが、この主張は、判例では、認められる可能性が低い（これまでの運用）。

事業者が、危機的経営状況打破のためにカルテル等を実施したと主張しても、判例上、認められないことが大半。

事業者が、fine を支払う能力がない（支払うと破産する）と主張しても、判例上、認められないことが大半（もっとも、既に事業者が破産しているときには、その窮状が考慮されうる）。

・ リニエンシー・プログラムの利用

事業者が、リニエンシー・プログラム利用を理由として、欧州委員会が決定した fine 額の減額を求め、訴訟提起する事例が非常に多い。

被告となる欧州委員会には、原告・事業者において、リニエンシー・プログラムの利用が（違反行為抑止のために）効果的でなかったことの証明が求められ、負担が大きい。また、裁判の結果、減額が認められる場合が殆どである。

fine 額の算定を欧州委員会の大きな裁量に委ねていることの帰結とも言える。

3 欧州委員会による競争法執行に際しての関係者の聴聞等（関係者の手続的権利）

- ・ 欧州委の審査対象事業者には聴聞の機会を付与する必要がある（判例）、
理事会規則（1/2003号）第27条で明文化。

- ・ 聴聞手続の実際

- （1）異議告知書の関係事業者に対する送付
- （2）異議告知書に対する事業者からの反論（書面による）
- （3）聴聞会の開催、利害関係を有する第三者の聴聞会への参加
（いずれも、条文上の根拠あり）

- ・（1）異議告知書の関係事業者に対する送付

欧州委員会は、異議告知書と共に、違反行為認定に用いた全資料を事業者に送付する（秘密情報は除く）。但し、実務上の慣行としてである。

- ・（3）聴聞会の開催、利害関係を有する第三者の聴聞会への参加

口頭による聴聞会（oral hearing）の開催

主催者は、ヒアリング・オフィサー（その意義は後出）

主要な参加者は、競争総局審査官、事業者、加盟国競争当局の代表者、その他利害関係を有する第三者

非公開だが、発言内容は録音され、その後、秘密情報を除き、関係者にとって利用可能とされる（条文上の根拠あり）

ヒアリング・オフィサーが報告書（事業者の聴聞を受ける権利が十分尊重されていたかどうかの報告書）を作成し、競争担当委員に提出。

最終報告書は、競争担当委員を経て、欧州委員会に提出される決定案に添付され、また、欧州委員会のオフィシャル・ジャーナルに掲載される（秘密情報は除く）（条文上の根拠あり）。

口頭による聴聞会は、裁判の性格を有しない（従って、非公開が許される）

ヒアリング・オフィサーも裁判官的機能を有していない。

事業者の聴聞を受ける権利を尊重するための手続である（後出参照）。

ヒアリング・オフィサーの制度、その資格、権能

1982年に導入。

欧州委が競争法の執行手続において、検察官と裁判官の役割を兼務していて公平原則に反するとの批判を踏まえ、手続の透明性確保のために導入。

1994年からは、欧州委の行政手続全般に關与する役割を与えられている。

法曹資格は不要。但し、競争法の分野における知識と経験を有する必要あり（そのこともあってか、ヒアリング・オフィサー制度の公平性に関する批判は聞かない）。

任期の定めはないが、任務終了は欧州委の決定を経なければならず、実質的に、身分保障が厚い。